

「奈良市クラウドPBX等設備賃貸借業務」の一般競争入札に係る質問と回答について

通番	資料名	頁	項番			項目名・記載内容	質問内容	回答
			1	(1)	(ア)			
1	仕様書	9	11	(2)	(ア)	障害が発生した場合は、緊急対応および恒久対応を速やかに実施すること。 対応は原則としてリモートで行い、障害発生時の1時間以内に調査を開始すること。	「障害が発生した場合」とは、弊社が障害と認識した時点から、と捉えてよろしいでしょうか。また、弊社のプレミアサポートについて、応答時間として、優先度1: 1時間、優先度2: 4時間、優先度3: 24時間、優先度4: 24時間、というSLAがございます。 サービスが「ダウン」している、サービスオペレーションレベルが著しく低下している、という事象については、優先度1に該当しますが、このプレミアサポートの範囲で要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	事業者が障害と認識した時点からの時間で差し支えございません。ただし、発注者が気づき問い合わせをした時点も含むものといたします。SLAにつきましては、本件の要件を遵守し、個別の事項については契約段階で協議といたします。
2	仕様書	11	13	(3)	(ア)	定期的な脆弱性スキャンの実施および結果を報告すること。	弊社では定期的なスキャンを実施、また脆弱性報奨金プログラムにて協調的な脆弱性開示ポリシー(CVD)を設けており、脆弱性は全て弊社のホームページで公表しておりますが、これを結果の報告とすることで齟齬はございませんでしょうか。 また、月1回の定例でもセキュリティ速報について報告することも可能でございます。	サイトで公表されている結果の報告で差し支えございません。ただし、月1回報告をお願いいたします。
3	入札説明書	4	6	(1)	(ク)	ISMAPに登録済み、または登録予定が確定していることがわかる書類	弊社提案のクラウドPBXにつきましては、ISMAP登録に向けて外部監査や審査を受けておりますが、11月時点でISMAP未登録です。これまで官公庁での入札時にISMAPにかかる書類提示が必要な際は、以下いずれかを提出しておりますが、貴市につきましても①または②のいずれかの提示で問題ないでしょうか。 ①クラウドPBXベンダーのChief Privacy Officerが発行する、ISMAP取得に向けた取り組み状況を示すレター ②10月末で完了している外部監査人による監査レポートの表紙ページのコピー	下記①、②の各条件を満たせばどちらでも差し支えございません。ただし、可能な限り②の提出をお願いいたします。 ①の場合は、併せて組織としてのCPOの位置づけも提出をお願いいたします。(組織図) ②の場合は、表示ページだけでなく監査結果や方向性(登録予定時期や改善点の対応で登録に向けて前進する等)を記載した箇所のコピーも併せて提出をお願いいたします。外部公開できないところはマスキングしていただいで差し支えございません。登録予定の道筋がたっているかの確認をいたします。
4	仮契約書(案)	2	第13条			受注者は、クラウドPBX及びスマートフォンに受注者の費用で動産総合保険を付するものとする。 また、動産保険に関しては、保険商品(損害保険)のみを指しますでしょうか。例えば、スマートフォンの端末保証サービスの利用をもって当条項の条件は満たせますでしょうか。 最後に当社でのスマートフォン予備機の一定数発注、故障時の交換対応を行うことで、当条項の条件に代わって要件を満たすことは可能でしょうか。	動産保険に関しては、補償対象が有形物のみとなることを保険代理店から確認を取っております。当社提案のクラウドPBXにつきましては、AWS上で動作するマイクロサービス群となりますので、動産保険の補償対象外となります。当該条項・内容につきましては、貴市と協議させて頂ける認識で相違ないでしょうか。 また、動産保険に関しては、保険商品(損害保険)のみを指しますでしょうか。例えば、スマートフォンの端末保証サービスの利用をもって当条項の条件は満たせますでしょうか。 最後に当社でのスマートフォン予備機の一定数発注、故障時の交換対応を行うことで、当条項の条件に代わって要件を満たすことは可能でしょうか。	1つ目:動産保険の補償対象外の件はご認識の通り協議といたします。 2つ目:動産保険に関しては、保険商品(損害保険)のみを指します。また、スマートフォンの端末保証サービスの利用をもって同等の保証でも差し支えございません。 3つ目:一定数のスマートフォン予備機で故障時の交換対応を行うことで、当条項の条件に代わって要件を満たすことでも差し支えございません。
5	仕様書	5	4	(1)	(エ)	奈良市で委託しているコールセンターとの通話について、運営開始予定である令和8年3月1日以降は通話料無料で利用できること。	3月1日までの構築は時間的難しいと判断いたします。運営開始日を3月下旬まで後ろ出し倒していただくことはできないでしょうか？	コールセンターは3月1日運営開始予定ですが、合理的な理由により後ろ倒しになる場合は別途協議といたします。

「奈良市クラウドPBX等設備賃貸借業務」の一般競争入札に係る質問と回答について

通番	資料名	頁	項番			項目名・記載内容	質問内容	回答
			1	(1)	(ア)			
6	仕様書	7	10	(1)	(イ)	外線番号毎に着信時に個別呼び出し	980人分にそれぞれ一人ずつ電話番号が必要という解釈でよろしいでしょうか。	外線番号数は230、外線発着信が可能なスマートフォンは1,030台、クラウドPBXとして外線発着信が必要なアカウントは980、キャリアでの外線発着信(緊急通報を想定)が1,030台としています。したがって、外線番号ごとに着信時に個別呼び出しが必要となるのは980件です。
7	仕様書	7	10	(1)	(カ)	記録された録音、文字起こし、会話要約については、発注者のクライアントアプリから閲覧ができること。	自身以外の記録された録音をアプリから閲覧する事はできません	本人以外の記録された録音はクラウドPBXの機能として閲覧可能であれば支障ありません。また、本人以外の確認は管理アカウントを保有する者が、インターネット経由で閲覧する予定としております。
8	仕様書	8	10	(2)	(ア)	構内放送は別途調達によるSIPフォンとの連携を想定とする。	SIPフォンの型番をご教示いただけますでしょうか。	将来の導入を予定していますので、その際の協議といたします。
9	仕様書	9	11	(2)	(ア)	(2) 障害対応 (ア)クラウドPBX	受注者ではなく、協力者で対応で問題ないでしょうか	契約締結段階で保守体制等を確認する際に、本市から承認を得た事業者であれば差し支えございません。
10	仕様書	12	15	(2)		返却にかかる費用は受注者の負担とする。なお、発注者と受注者が協議の上機器の譲渡を行うことについては差し支えない。	一括購入または割賦購入の場合譲渡可能ですが、レンタル購入の場合ご返却いただく必要がある為譲渡できません。	ご認識の通りで差し支えございません。
11	以下余白							
12								